

所管部課	監査委員事務局	部長	矢 吹 勇 一		
件 名	東大和市監査基準の一部を改正する基準について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
<p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、東大和市個人情報保護条例を廃止し、法により委任された事項等を定める東大和市個人情報保護法施行条例が制定されたことなどにより、基準の一部を改正するものである。</p>					
(2) 改正内容					
① 第12条第4項中「個人情報保護条例（平成17年条例第33号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）」に改める。					
② 文言の整理					
(3) 施行日					
令和5年4月1日					
(4) 影響及び効果					
改正された法令等に基づき、適切に監査等を実施することができる。					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月27日に、改正内容について監査委員が協議し決定。また、地方自治法の規定により、告示を実施</li> </ul>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>地方自治法の規定により、議会、市長及び各行政機関に通知する。</p> <p>また、市公式ホームページ及びグループウェアの共有情報に掲載し、周知したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。